

令和8年度 産業廃棄物処分等業務委託

仕様書

1. 対象廃棄物及び委託業務内容

- 当施設より排出される産業廃棄物（黄色ポリ袋）の収集・運搬及び処分業務

2. 収集日数

毎週 月・水・金曜日の1日1回

排出予測量 約 27,260 kg／年（令和7年1月～令和7年12月の実績）

1日最大量 約 210 kg／日（令和7年1月～令和7年12月の実績）

※上記は実績から予測した量であり、実際の排出量とは異なることを予めご了承下さい。

※収集日については、祝祭日および処分場の休業日については別途協議する。

3. 収集場所

近江八幡市立総合医療センター内 一般廃棄物倉庫（入口付近に収集運搬車両停車可）

4. 委託契約期間

令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの1年間

5. 入札単価

排出廃棄物1kg当たりの単価（マニフェスト伝票代、収集・運搬、処分に必要な全ての経費等含む）とし、消費税及び地方消費税を抜いた額とする。

6. 当施設から排出される主な産業廃棄物

(1) 廃プラスチック

ビニール製品・合成樹脂くず・合成繊維くず・合成ゴムくず・プラボトル・洗剤、消毒液用のプラスチック容器 等

※ 但し、全てにおいて非感染性のもの

7. その他

1) 入札日に対象廃棄物（産業廃棄物）に関する収集運搬および処分業務の許可書の写し、及び入札者が自社処分が出来ない場合は処分業者と、自社運搬が出来ない場合は運搬業者と当センターの間で直接委託契約を締結し、適正に業務を遂行する内容の誓約書(落札者が出来ない業務の受託者のもの)を提出すること。※誓約書の様式は不問。

- 収集運搬に関しては当センター専用運搬車両へ積込み回収をし、処分場まで適正に運搬すること。
※（合積みは認めない）
- 落札業者は、近江八幡市立総合医療センター担当者と協議のうえ業務を遂行すること。
- 法令を遵守し、適正な収集運搬・処分を遂行すること。

近江八幡市立総合医療センター
総務課管理グループ施設担当